

食品中の放射性物質に係る新たな基準値の設定について

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、食品中の放射性物質の暫定規制値が設定され、これまでこの暫定規制値に基づき、食品の安全を確保していましたが、より一層、食品の安全と安心を確保するために、厚生労働省は長期的な観点から食品中の放射性物質について新たな基準値を設定しました。（平成24年4月1日から施行）

基準値見直しの内容

放射性物質を含む食品から受ける年間の被ばく線量を、5ミリシーベルトから1ミリシーベルトに引き下げて、基準値が見直されました。

放射性セシウムの暫定規制値

食品群	暫定規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	

放射性セシウムの新基準値


食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

（単位：ベクレル/kg）

新基準値の食品区分の考え方

特別な配慮が必要な「飲料水」、「乳児用食品」、「牛乳」は区分し、それ以外の食品は、個人の食習慣の違い（飲食する食品の偏り）の影響を最小限とするため、一括して「一般食品」と区分しています。

食品区分	含まれる食品の範囲
飲料水	ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水） 原料に茶を含む清涼飲料水 飲用に供する茶（緑茶）
乳児用食品	健康増進法の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの（例・乳児用調製粉乳 など） 乳児の飲食に供することを目的して販売するもの（乳幼児を対象とした調製粉乳、ベビーフードなど）
牛乳	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料
一般食品	上記以外の食品

乳児用調製粉乳には特定用途食品としてこのマーク  が入っています。

製造、加工食品の基準値適用の考え方

加工食品などについては、原材料だけでなく、製造・加工された状態でも一般食品の基準を満たす必要があります。ただし、以下の食品については、実際に飲食する状態を考慮して基準値が適用されます。

食 品	基準値を適用する状態
お茶（緑茶）	飲む状態で飲料水の基準が適用されます。
食用サフラワー油、食用綿実油、食用こめ油、食用なたね油	原料となるサフラワーや綿実の状態ではなく、油になった状態で一般食品の基準値が適用されます。
原材料を乾燥し、通常水戻しをして摂取する食品のうち乾燥きのこ類（「乾しいたけ」など）、乾燥野菜（「かんぴょう」など）乾燥させた魚介類（「本干みがきにしん」など）など	水戻しをした状態で一般食品の基準値が適用されます。

経過措置

新たな基準値は、平成24年4月1日から施行されていますが、市場に混乱が起きないように、準備期間が必要な食品については一定の期間、暫定規制値が適用されます。



神奈川県保健福祉局生活衛生部食品衛生課

問い合わせ先 電話045-210-4940